

水素社会推進法規集を2月25日に発行

(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法規集)

- ◆ 2024年10月23日に施行された水素社会推進法は、**高压ガス保安法や他法令の引用や読み替えが多く、条文を理解することが難しい**ため、**引用法令などを収録し利便性を高めた出版物**として2月25日に発行
- ◆ 「法律」、「省令」、「告示」の他、**「価格差に着目した支援の認定申請に関するQ&A」、「低炭素水素等供給等事業計画の認定申請書 様式第一・別表1 記載要領」**も収録

【記載例】

関係条項や該当様式を記載

記載要領

様式第一 (第2条第1項関係)

低炭素水素等供給等事業計画

経済産業大臣 名 爵
国土交通大臣 名 爵

●署名
署名は、経済産業大臣とすること
法律(法律の規定による委任)に
基づき小売事業の用に供するものに際し
国土交通大臣も署名に併記すること

記載要領 様式第一

(計画の認定)

第七条 低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者(「低炭素水素等供給事業者」という。)又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者(以下「低炭素水素等利用者」という。)は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する画(以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。)を作成し、省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(参) (申請)
認定に関する省令 第二条第一項、第五項
(認定書・通知書)
認定に関する省令 第三条第一項、第二項
(主務大臣等)
法 第四十二条第二項
(様式)

他法令も収録

第二章
第三条
2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれ

3 この法律において「低炭素水素等利用事業」とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車に充填することを含む。以下同じ。)及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業をいう。

(引) 道路運送車両法
(定義)

住 所 ●●●●●
名 称 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ●●●●●

●書籍コード：BK118025

●判型等：A5判 278頁

●発行日：令和7年2月25日

●定 価：5,500円(税込)送料別

ご購入は、以下のURL「KHK 図書販売サイト」よりご注文ください。

図書販売
ECサイトの
2次元コード



商品掲載
ページの
2次元コード



【本件に関するお問合せ先】

特別民間法人高压ガス保安協会
試験・教育事業部門 図書担当

Mail：book@khk.or.jp

TEL：03-3436-6102

